

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 勇気づけて自信を育てる教育
児童の適切な行動を認め、勇気づける言葉がけを行い、児童が自己肯定感を高めていけるよう努めます。一人ひとりが自己肯定感を高めていくことで、互いのよさを認め合い、人間力を高めていけるように努めます。また、結果だけでなく取り組む姿勢や過程を認めることで、困難をも乗り越えていく活力を与え、新しいことにチャレンジしていく意欲を引き出していきます。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。校区内の特別養護施設「あけぼの園」を訪問したり、学校に招待して交流会を実施したりすることで、障害を持つ人への理解や思いやりの心を育てます。(3・4年生)
- 体験活動の推進
集団宿泊体験や縦割り活動・ボランティア活動・異学年間の交流活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。また、心の成長に必要な体験活動を意識して実施します。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。体験活動と関連させて道徳の時間を実施することで、内面的自覚が深まるよう努めます。中学校区教育の中に道徳教育を推進する部会（心づくり・体づくり部会）を設け、4つの小中学校が

連携を図りながら、思いやりの心の育成に努めます。

○発達段階に応じた取組の推進

発達段階に応じて、入学時から規範意識等の醸成に努めるとともに、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が意欲的に学べる授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

いじめの自己チェックでは、自分の言動を振り返り、自分は「いじめをしていない」と全校児童が言えるよう意識付けを図ります。

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が互いの良さを知り、心を通わせて活動する機会をもちます。活動を通して児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○アセスの活用

クラスの中での自分の位置や集団との関わり具合、学校生活の満足度を知るためアセスを実施します。その集計結果を全職員で共通理解し、満足度の低い児童や孤立しがちな児童への支援計画を立てます。

○配慮が必要な児童の情報交換・共通理解

年度初めの4月に配慮が必要な児童の特徴や家庭環境等の情報を提供し共通理解を図る。また、終礼後に児童理解の時間を設け、配慮が必要な児童の学校生活の様子等の情報を全職員で共通理解し、いじめの被害者や加害者になる可能性のある児童の支援計画を立てます。

○全校カウンセリング

全校児童が、小学校カウンセラーに悩みや友達関係を聞いてもらう機会を設けることで、些細なことでもカウンセラーに気軽に相談できる雰囲気を醸成します。

○特性を踏まえた支援

以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。

- ① 発達障害等の障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ④ 自然災害や紛争等により避難している児童

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付け、講演会等を行い、保護者に対しても、保護者と子どもが話し合っテスマートルールをつくり、さらにスマートルール週間を設ける等の啓発を行います。

○家庭との連携

児童が自分の言動で「人のいやなことを言わない、いやなことをしない」を意識し、よりよい自分に向上できるよう、学校だけでなく、家庭にも取組を促します。児童が楽しく学校生活を過ごせているかを見守ってもらえるよう、学校評価のアンケート項目にも設定し、保護者に家庭で児童と話す機会

を多くもつよう呼びかけます。

○地域との連携

本校では、地域の方々と挨拶をしたり、お手伝いなどの温かい交流があった際に「あったかノート」に記録したりする取組を続けています。地域の中で子どもを育てるという雰囲気を持っている利点を生かし、地域の青少年健全育成会議と連携を図りながら思いやりの心の育成を図ります。

児童が地域の行事に進んで参加することを推進し、地域の中で児童と地域の人々との関わりが深まるよう働きかけます。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

児童の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

いじめに対するアンケートの調査や聞き取り調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録し保管します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○組織的な対応

特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげます。

○「いじめ対応サポート班」による対応

速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して対応策を協議し、チームで対応します。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、小学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や総合福祉相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、事案対処に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ（SNS 上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3 か月を目安）を経過していること。

② 被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席する

ことを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員)

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、小学校カウンセラー等

(活 動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画を作成する
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返りをする
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

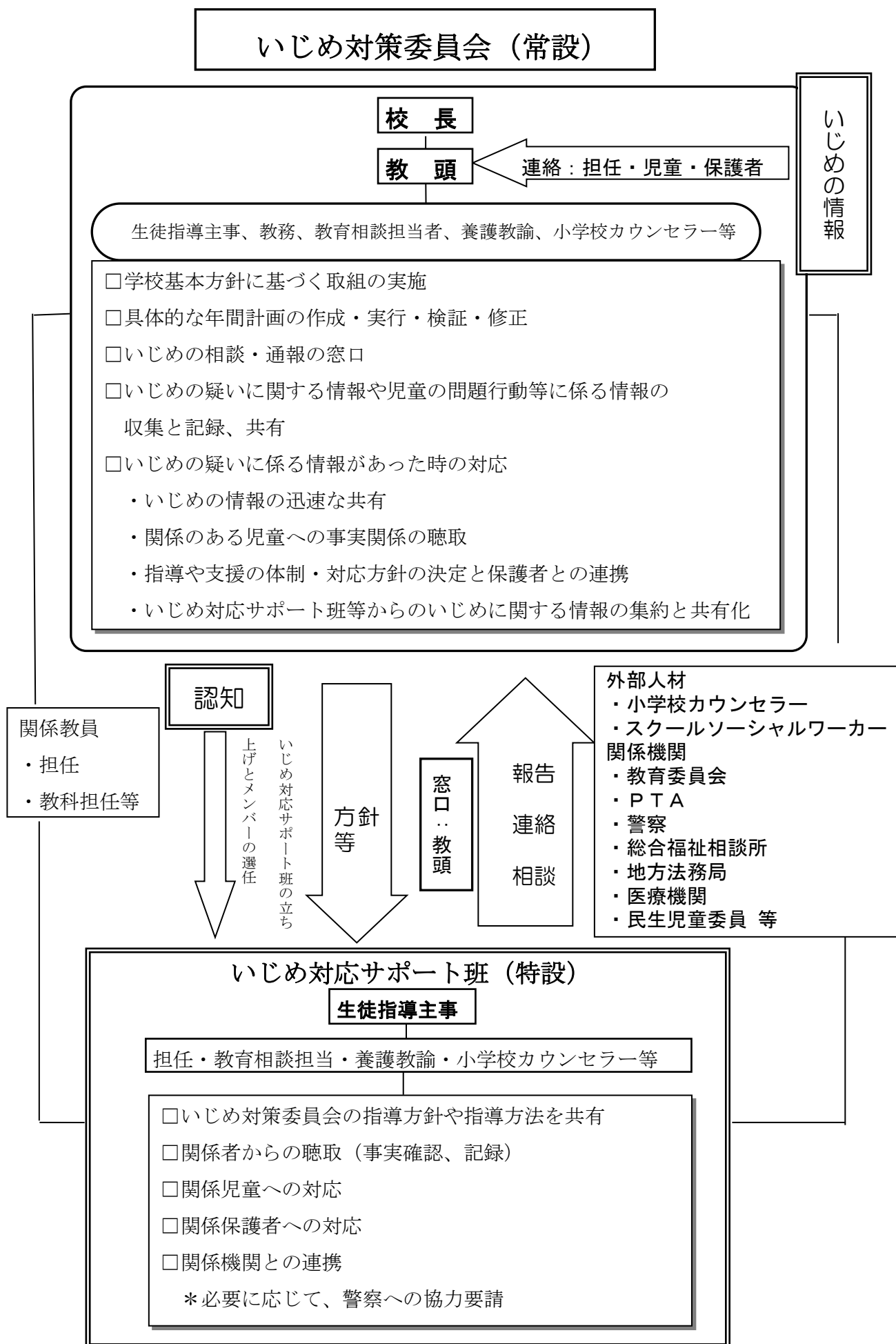
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

生徒指導主事、低高学年部会代表、担任、教育相談担当、養護教諭、小学校カウンセラー等

(活 動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

岡保小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の共通理解 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	いじめの自己チェック					
		縦割り班編制 ・配慮が必要な児童を考慮した班編制 ・5、6年生のリーダー育成 ・5、6年生の絆づくり					
5月	ほほ咲みの郷訪問 ・教職員と児童福祉施設との連携						
	中学校区合同研修会 ・児童、生徒の心づくり計画策定 ・児童、生徒の交流活動計画策定	さつまいも植え ・低学年のリーダー育成					
	終礼（児童理解） ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	わらんべ田の田植え ・高学年のリーダー育成					
	いじめ対策委員会 ・アンケート結果の分析、共通理解	合同校外学習 ・低学年のリーダー育成 ・絆づくり					
		合同校外学習 ・中学年のリーダー育成 ・絆づくり					
		アセス					
6月	アセス結果検討会 ・配慮が必要な児童の共通理解、支援計画策定	縦割り活動校内体育大会 ・高学年のリーダー育成 ・絆を深める ・こども園の児童を招いての交流種目（1、2年）					
	授業研究 ・授業改善・学習規律 子どもの居場所、絆づくり、ユニバーサルデザインを意識した授業の実施並びに公開	全校カウンセリング ・小学校カウンセラーによる、児童の悩み事や友達関係のカウンセリングの実施					
	終礼（児童理解） ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	児童集会の企画・準備・実施 ・高学年のリーダー育成 ・自主的な活動 ・絆づくり					
		情報モラル講習会 ・メディアリテラシー ・ネットいじめ ・メディアバランス ・デジタルシティズンシップ スマートルール ・メディアとの付き合い方					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
7 月	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・学校での児童の状況	いじめの自己チェック					
	職員会議 ・終礼 ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解 ・夏休み中の指導体制策定			あけぼの園訪問 ・人権教育		宿泊学習 ・絆づくり	
	いじめ対策委員会 ・アンケート、保護者懇談会での情報共有	児童集会の企画・準備・実施 ・高学年のリーダー育成 ・自主的な活動 ・絆づくり					
		スマートルール ・夏休み中のメディアとの付き合い方					
		地区「夏の夜市」 ・地域の絆づくり（希望者による子ども会出店）					
8 月	中学校区夏期合同研修会 ・児童理解研修 ・道徳教育推進計画の確認	家庭での読書 ・親子読書等を推進する					
	職員研修 ・情報交換・児童理解	地域との交流 ・地域の行事への参加					
		親子奉仕活動 ・奉仕的な体験活動 ・親子の絆づくり					
9 月	終礼（児童理解） ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	アンケート調査					
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果分析、状況把握	わらんべ田稲刈り ・高学年のリーダー育成					
		こども園との交流学習		あけぼの園との交流学習			

	教員の動き等	児童の活動等											
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生						
10 月	職員研修 ・ 道徳教育の実践 ・ 人権教育の推進	さつまいも掘り ・ 低学年のリーダー育成											
	終礼（児童理解） ・ 配慮が必要な児童の情報交換・共通理解							こども園との交流学習					
		地区ふるさとまつり ・ 地域の絆づくり（希望者による子ども会出店）											
11 月	終礼（児童理解） ・ 配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	いじめの自己チェック											
		全校エンカウンター ・ 小学校カウンセラーによる、友達づくりのスキル育成のエンカウンター											
	授業研究公開	こども園との交流学習		福祉体験 出前授業		修学旅行 ・ 自主的な計画 ・ 絆づくり							
	いじめ対策委員会 ・ アンケート調査結果分析、状況把握	マラソン大会 ・ 保護者や地域の方への公開											
		感謝の集い ・ 保護者、地域のボランティアとの絆づくり											
		情報モラル ・ ネットいじめ											
		アセス											
12 月	アセス分析会 ・ 配慮が必要な児童の共通理解、支援計画策定	男女共生 教育出前 授業											
	保護者懇談会 ・ 保護者との連携強化 ・ 児童の状況説明	生活・保健委員会「アサーションキャンペーン」 ・ 児童が自分に自信をもって生活していくことで、他者に対しての寛容さを養う運動を行う。											
	職員会議 ・ 終礼 ・ 配慮が必要な児童の共通理解 ・ 冬休み中の指導体制策定	学校評価による振り返り ・ 児童、保護者、教職員全員によりアンケートの実施											

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	終礼（児童理解） ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	スマートルール ・冬休み中のメディアとの付き合い方					
	いじめ対策委員会 ・学校評価の集計、結果分析、状況把握	いじめの自己チェック					
		6年生を送る会準備 ・感謝の心 ・自主的な計画					
2月	アセス分析会 ・配慮が必要な児童の共通理解、支援計画策定	アセス					
	終礼（児童理解） ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解						
	家庭・地域・学校協議会 ・外部による学校評価の結果の検討	6年生を送る会準備 ・感謝の心 ・自主的な計画					
	学校評価の実施 ・学校評価の実施						
3月	卒業・進級認定会 ・配慮が必要な児童の情報交換・共通理解	卒業式・修了式 ・進学への自覚 ・次の学年の自覚					
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度へ向けての対策の検討 ↓ 職員会議・終礼 ・課題確認 ・計画設定 ・春休み中の指導体制の策定						